2　1(d)の規定による締約国の活動には、自国の法令に従うことを条件として、可能な限り、投資活動の期間中に生じた政府機関に対する申立て又は苦情を友好的に解決するために次の事項により他の締約国の投資家及び対象投資財産を支援することを含めることができる。

(a)　投資家が提起した申立てであって、その対象投資財産に影響を与える政府の活動に関するものを受け付けるとともに、適当な場合には、これを付託し、又はこれに妥当な考慮を払うことを検討すること。

(b)　可能な限り、投資家がその対象投資財産に関して直面する困難を解決するための支援を行うこと。

3　各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、可能な限り、他の締約国の投資家に影響を及ぼす繰り返し生ずる問題を取り扱う制度であって、関連する政府機関に対して勧告を行うためのものを設立することを検討することができる。

4　締約国は、投資を一層円滑にするための知識及び取組方法の交換を目的とするそれぞれの権限ある当局の間の会合を促進するよう努める。

5　この条のいかなる規定も、この協定のいかなる紛争解決手続の対象ともならず、また、これに影響を及ぼすものではない。

第十・十八条　作業計画

1　締約国は、それぞれの立場を害することなく、この協定が効力を生ずる日の後二年以内に次の事項に関する討議を開始する。当該討議の結果については、全ての締約国による合意を条件とする。

(a)　締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

(b)　収用を構成する租税に係る課税措置に対する第十・十三条（収用）の規定の適用

2　締約国は、1に規定する討議を当該討議の開始の日から三年以内に完了する。

附属書十Ａ　国際慣習法

締約国は、「国際慣習法」全般及び特に第十・五条（投資財産に関する待遇）に規定する「国際慣習法」が、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準に関連するものを含め、各国が法的義務であるとの認識により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理解を共有していることを確認する。

附属書十Ｂ　収用

締約国は、次の理解を共有していることを確認する。

1　締約国による一の行為又は一連の関連する行為は、対象投資財産における有体又は無体の財産権又は財産権の持分（注）を害しない限り、収用を構成しない。

注　この附属書の規定の適用上、「財産権の持分」とは、当該締約国の法令に基づいて認められる財産権の持分をいう。

2　第十・十三条（収用）の規定は、次の二の事態を取り扱う。

(a)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、対象投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b)　第二の事態は、締約国による一の行為又は一連の関連する行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合である。

3　締約国による一の行為又は一連の関連する行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって当該収用が行われたことが確定するものではない。

(a)　政府の行為の経済的な影響。ただし、締約国による一の行為又は一連の関連する行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって当該収用が行われたことが確定するものではない。

(b)　投資家に対する政府の拘束力のある書面による事前の約束（契約、免許その他の法的文書によるものかどうかを問わない。）の当該政府の行為による違反の有無

(c)　政府の行為の性質（その行為の目的及び文脈を含む。）（注）

注　韓国については、投資家又は投資財産が公共の利益のために負担することが期待されるべき限度を超えた不均衡な負担（例えば、特別な犠牲）を当該投資家が負担するかどうかを適切に考慮することができる。この注の規定は、他の締約国の政府の行為の性質を決定するに当たっては、影響を及ぼさない。

4　公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生、安全、公衆の道徳及び環境の保護、不動産価格の安定化等）を達成するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、2(b)に規定する類型の収用を構成しない。

第十一章　知的財産

第Ａ節　一般規定及び基本原則

第十一・一条　目的

1　この章の規定は、次の事項を認識した上で、知的財産権の効果的かつ十分な創造、利用、保護及び行使を通じて一層深い経済的な統合及び協力を促進することにより、貿易及び投資にもたらされるゆがみ及び障害を軽減することを目的とする。

(a)　締約国の経済開発及び能力の異なる水準並びに国内法制の差異

(b)　イノベーション及び創造性を促進する必要性

(c)　知的財産の権利者の権利と利用者の正当な利益及び公共の利益との間の適当な均衡を維持する必要性

(d)　情報、知識、コンテンツ、文化及び芸術の普及を円滑にする重要性

(e)　透明性がある知的財産制度の確立及び維持並びに知的財産権の十分かつ効果的な保護及び行使の促進及び維持が権利者及び利用者に信頼を与えること。

2　知的財産権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び利用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新を促進すること並びに技術を移転し、及び普及することに資するべきであり、並びに権利と義務との均衡に資するべきである。

第十一・二条　知的財産の範囲

この章の規定の適用上、「知的財産」とは、貿易関連知的所有権協定第二部第一節から第七節までに定める著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、植物の品種の保護並びに開示されていない情報の保護をいう。

第十一・三条　他の協定との関係（注）

注　この条の規定の適用上、締約国は、知的財産についてこの章の規定が貿易関連知的所有権協定において要求される保護よりも広範な保護を定めるという事実をもって、この条及び第二十・二条（他の協定との関係）2に規定する抵触が存在することを意味するものではないことに合意する。

1　締約国は、自国の法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し、並びに自国の社会経済的及び技術的発展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、当該措置がこの章の規定に適合する限りにおいて、とることができる。

2　締約国は、権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し、若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、当該措置がこの章の規定に適合する限りにおいて、とることができる。（注）

注　締約国は、知的財産権がそれ自体では必ずしも市場における支配力を与えるものではないことを認識する。

3　2の規定を適用するほか、締約国は、競争を促進することの必要性を認識する。

第十一・五条　義務

各締約国は、この章の規定を実施する。締約国は、この章の規定に反しないことを条件として、この章において要求される保護よりも広範な保護を自国の法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。各締約国は、自国の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる。

第十一・六条　知的財産権の消尽

各締約国は、知的財産権の消尽に関して自国の制度を定めることができる。